

令和5年度

監 査 結 果 報 告 書

定期監査（後期）

財政援助団体監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員



# 目 次

<b>第1 定期監査(後期)</b>	1
1 監査期間	1
2 監査範囲	1
(1) 対象部局・実施期間	
(2) 監査項目・対象書類	
3 着眼点	2
4 監査方法	3
5 監査結果	3
(1) 環境市民部	
(2) 保健福祉部	
(3) 建設水道部	
(4) 教育委員会生涯学習部	
<b>第2 財政援助団体監査(その1)</b>	<b>5</b>
1 監査期間	5
2 監査範囲	5
(1) 団体名	
(2) 補助金等の名称	
(3) 所管部局	
(4) 令和4年度交付額	
3 着眼点	5
(1) 財政援助団体	
(2) 所管部局	
4 監査方法	6
5 監査結果	6
(1) 財政援助団体	
(2) 所管部局	
6 参考資料	7
(1) 団体の概要	
<b>第3 財政援助団体監査(その2)</b>	<b>8</b>
1 監査期間	8
2 監査範囲	8
(1) 団体名	
(2) 補助金等の名称	
(3) 所管部局	
(4) 令和4年度交付額	

3	着 眼 点	8
	(1) 財政援助団体	
	(2) 所 管 部 局	
4	監 査 方 法	8
5	監 査 結 果	8
	(1) 財政援助団体	
	(2) 所 管 部 局	
6	参 考 資 料	9
	(1) 団 体 の 概 要	
<b>第 4</b>	<b>公の施設の指定管理者監査（その1）</b>	<b>10</b>
1	監 査 期 間	10
2	監 査 範 囲	10
	(1) 指 定 管 理 者	
	(2) 公 の 施 設 名	
	(3) 所 管 部 局	
	(4) 指 定 期 間	
	(5) 令 和 4 年 度 指 定 管 理 料	
3	着 眼 点	10
	(1) 指 定 管 理 者	
	(2) 所 管 部 局	
4	監 査 方 法	11
5	監 査 結 果	11
	(1) 指 定 管 理 者	
	(2) 所 管 部 局	
6	参 考 資 料	12
	(1) 指 定 管 理 者 の 概 要	
<b>第 5</b>	<b>公の施設の指定管理者監査（その2）</b>	<b>13</b>
1	監 査 期 間	13
2	監 査 範 囲	13
	(1) 指 定 管 理 者	
	(2) 公 の 施 設 名	
	(3) 所 管 部 局	
	(4) 指 定 期 間	
	(5) 令 和 4 年 度 指 定 管 理 料	
3	着 眼 点	13
	(1) 指 定 管 理 者	
	(2) 所 管 部 局	
4	監 査 方 法	13

5	監査結果	.....	13
	(1) 指定管理者		
	(2) 所管部局		
6	参考資料	.....	14
	(1) 指定管理者の概要		
<b>第6 公の施設の指定管理者監査（その3）</b>			<b>15</b>
1	監査期間	.....	15
2	監査範囲	.....	15
	(1) 指定管理者		
	(2) 公の施設名		
	(3) 所管部局		
	(4) 指定期間		
	(5) 令和4年度指定管理料		
3	着眼点	.....	15
	(1) 指定管理者		
	(2) 所管部局		
4	監査方法	.....	15
5	監査結果	.....	15
	(1) 指定管理者		
	(2) 所管部局		
6	参考資料	.....	16
	(1) 指定管理者の概要		

# 第 1 定期監査（後期）

## 1 監査期間

令和 5 年 10 月 11 日から 12 月 5 日まで

## 2 監査範囲

令和 5 年度監査等計画及び令和 5 年度監査実施計画（後期）に基づき、令和 5 年度上期（令和 5 年 4 月～9 月分）の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

### (1) 対象部局・実施期間

部 局	実施期間
議会事務局	10月11日～10月12日
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査事務局	
北石狩公平委員会事務局	
会計管理者	
総務部	10月13日～10月17日
企画経済部	10月18日～10月23日
財政部	10月24日
環境市民部	10月25日～10月30日
保健福祉部（健康推進担当以外）	10月31日～11月9日
保健福祉部（健康推進担当）	11月10日～11月14日
建設水道部	11月16日～11月20日
厚田支所	11月21日～11月24日
浜益支所	
教育委員会生涯学習部	11月27日～12月5日
市立学校（花川南小、紅南小、花川南中）	

※北石狩公平委員会事務局に係る監査は、地方自治法第252条の11第4項の規定に基づく監査を兼ね、実施しました。

## (2) 監査項目・対象書類

### (定期監査)

監査項目	対象書類
① 旅費の支給事務（費用弁償のうち出張関係）	出張命令簿、復命書、研修受講報告書（写し）など、旅費の支給に関する書類
② 支出事務	
ア 報酬（非常勤職員報酬、特別職非常勤報酬、会計年度時間外相当報酬（パート）、会計年度特殊勤務相当報酬（パート））	任用（雇用）決議書、出勤簿、休暇簿、支払明細表、時間外勤務命令簿兼報告書、時間外勤務に伴う振替簿、週休日の振替命令・指定簿など、報酬の支出に関する書類
イ 交際費、ウ 需用費（消耗品費及び修繕料以外）、エ 委託料（予定価格（単価契約及び長期継続契約の場合は執行予定総額）50万円未満のもの）、オ 工事請負費（予定価格50万円未満のもの）、カ 原材料費	執行決議書など、支出に関する書類

### (定期監査：学校) ※対象校は抽出

監査項目	対象書類
① 支出事務 ア 需用費（消耗品費）、イ 役務費（通信運搬費のうち切手等購入費）、ウ 備品購入費	執行決議書など、支出に関する書類及び切手受払簿など、切手等の管理に関する書類

## 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(共通)

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

(旅費)

- ・ 旅費支出の目的及び履行確認ができる文書等が整備されているか。

(報酬)

- ・ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
- ・ 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。

(交際費・食糧費)

- ・ 実施の手続きは、必ず事前にとっているか。

(需用費・役務費)

- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給等の事実のないものはないか。

(委託料その他に係る契約事務全般)

- ・ 契約方法及びその選定理由は適正か
- ・ 設計図書及び仕様書は適正に作成されているか。
- ・ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・ 契約内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## 4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、合規性、正確性の視点はもとより、内部統制（チェック体制）など事務事業の管理体制並びに事務事業の経済性、効率性及び有効性に留意して実施しました。

実施にあたっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

## 5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務について、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和6年1月18日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

### (1) 環境市民部

#### ① 旅費の支給事務

- ・ 出張命令簿による出張命令及び命令の変更を行わずに、出張に係る旅費（航空券キャンセル料）を支給していました。

### (2) 保健福祉部

#### ① 支出事務（委託料）

- ・ 契約書に記載された契約金額のうち、消費税額が誤っていました。

### (3) 建設水道部

#### ① 支出事務（委託料）

- ・ 設計図書の積算に誤りがあり、誤った予定価格で見積合せを行っていました。



**(4) 教育委員会生涯学習部**

**① 支出事務（委託料）**

- ・ 契約書に記載された契約金額において、内訳の額が誤っていました。

## 第2 財政援助団体監査（その1）

### 1 監査期間

令和5年8月1日から9月27日まで

### 2 監査範囲

令和5年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和4年度の財政的援助に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

#### (1) 団体名

公益社団法人石狩市シルバー人材センター

#### (2) 補助金等の名称

石狩市高齢者就業機会確保事業費等拠出金（シルバー人材センター事業分）及び石狩市雇用開発支援事業費等拠出金（シルバー人材センター事業分）

#### (3) 所管部局

企画経済部（商工労働観光課）

#### (4) 令和4年度交付額

11,500,000円

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

#### (1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。

- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## **(2) 所管部局**

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## **4 監査方法**

監査は石狩市監査基準に準拠し、団体に対しては、財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか、所管部局に対しては、団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおき実施しました。

実施にあたっては、団体及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

## **5 監査結果**

### **(1) 財政援助団体**

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

### **(2) 所管部局**

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

## 6 参考資料

### (1) 団体の概要

公益社団法人石狩市シルバー人材センター

#### ① 設立目的

当法人は、定年退職者その他の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

#### ② 設立年月日

平成3年8月28日

#### ③ 事業

- ・ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のための、就業の機会の確保及び組織的提供
- ・ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のための職業紹介事業
- ・ 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ・ 前各号の事業を推進するための普及啓発、安全・適正就業、調査研究、就業分野の開拓・拡大等の諸活動による、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るための事業
- ・ 石狩市が指定する指定管理者として行う公の施設の管理運営
- ・ 前各号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- ・ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3 財政援助団体監査（その2）

### 1 監査期間

令和5年10月2日から11月28日まで

### 2 監査範囲

令和5年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和4年度の財政的援助に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

#### (1) 団体名

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

#### (2) 補助金等の名称

特定非営利活動法人石狩国際交流協会拠出金

#### (3) 所管部局

企画経済部（秘書広報課）

#### (4) 令和4年度交付額

11,650,926円

### 3 着眼点

「第2 財政援助団体監査（その1）」に同じ

### 4 監査方法

「第2 財政援助団体監査（その1）」に同じ

### 5 監査結果

#### (1) 財政援助団体

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

#### (2) 所管部局

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

## 6 参考資料

### (1) 団体の概要

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

#### ① 設立目的

この法人は、会員の連携により、地域に根差した国際交流を推進し、市民レベルの相互理解と友好親善を通じて地域の活性化及び国際化に寄与することを目的とする。

#### ② 設立年月日

平成14年3月5日

#### ③ 事業

- ・ 国際交流の情報交換に係る事業
- ・ 国際交流の機会の提供に係る事業
- ・ 在道外国人の相談・支援に係る事業
- ・ 国際貢献に係る事業
- ・ 国際感覚豊かな市民育成に係る事業
- ・ 国際交流の調査研究に係る事業
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

#### 【収益事業】

この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、収益事業として役務の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

## 第 4 公の施設の指定管理者監査（その 1）

### 1 監査期間

令和 5 年 6 月 1 日から 8 月 1 日まで

### 2 監査範囲

令和 5 年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和 4 年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

#### (1) 指定管理者

特定非営利活動法人ひとまちつなぎ石狩

#### (2) 公の施設名

市民活動情報センター

#### (3) 所管部局

環境市民部（広聴・市民生活課）

#### (4) 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（4 年間）

#### (5) 令和 4 年度指定管理料

6,100,000円

### 3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

#### (1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## (2) 所管部局

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

## 4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な施設管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおき実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

## 5 監査結果

### (1) 指定管理者

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

### (2) 所管部局

前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。



## 6 参考資料

### (1) 指定管理者の概要

特定非営利活動法人ひとまちつなぎ石狩

#### ① 設立目的

この法人は、まちづくりや市民活動の支援、文化継承に関する講座や地産地消を推進する事業等を行い、これらの情報を広く発信することにより市民自治力の開発に努め、行政・企業との協働も視野に入れて、市民活動の推進と地域振興に寄与することを目的とする。

#### ② 設立年月日

平成16年5月6日

#### ③ 事業

##### 【特定非営利活動に係る事業】

- ・まちづくり及び市民活動に関する情報収集、及び発信・提供事業
- ・地産地消促進、地域の歴史・文化継承などのまちづくり事業
- ・団体の運営相談や講習会等による市民活動支援事業
- ・行政・企業への施策及び事業提案並びに協働実施に係る事業
- ・その他目的を達成するために必要な事業

##### 【その他の事業】

- ・物品の斡旋及び販売
- ・役務の提供
- ・会員相互の交流に係る事業

## 第5 公の施設の指定管理者監査（その2）

### 1 監査期間

令和5年6月19日から8月17日まで

### 2 監査範囲

令和5年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和4年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

#### (1) 指定管理者

一般社団法人石狩観光協会

#### (2) 公の施設名

観光センター、石狩浜海水浴場駐車場、川下海浜公園

#### (3) 所管部局

企画経済部（商工労働観光課）

#### (4) 指定期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（4年間）

#### (5) 令和4年度指定管理料

11,685,000円

### 3 着眼点

「第4 公の施設の指定管理者監査（その1）」に同じ

### 4 監査方法

「第4 公の施設の指定管理者監査（その1）」に同じ

### 5 監査結果

#### (1) 指定管理者

前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

#### (2) 所管部局

前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

## 6 参考資料

### (1) 指定管理者の概要

一般社団法人石狩観光協会

#### ① 設立目的

この法人は、石狩市及び石狩市を中心とする地域の観光宣伝及び観光客誘致促進等に努めることにより、観光産業の健全な発展を図り、もって市民生活文化の向上及び地域産業経済の発展に寄与することを目的とする。

#### ② 設立年月日

平成9年6月23日

#### ③ 事業

- ・観光宣伝及び観光客誘致促進に関する事業
- ・観光資源の保全及び美化に関する事業
- ・観光施設の管理運営に関する事業
- ・観光関係者の資質向上に関する事業
- ・観光事業関係諸機関及び団体との連携に関する事業
- ・観光情報収集及び提供に関する事業
- ・観光特産品・観光土産品等のPR及び販売に関する事業
- ・石狩市からの業務受託等に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 6 公の施設の指定管理者監査（その 3）

### 1 監査期間

令和 5 年 9 月 1 日から 10 月 30 日まで

### 2 監査範囲

令和 5 年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和 4 年度の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

#### (1) 指定管理者

公益財団法人石狩市シルバー人材センター

#### (2) 公の施設名

横町寿の家

#### (3) 所管部局

保健福祉部（高齢者支援課）

#### (4) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（4 年間）

#### (5) 令和 4 年度指定管理料

6,051,400 円

### 3 着眼点

「第 4 公の施設の指定管理者監査（その 1）」に同じ

### 4 監査方法

「第 4 公の施設の指定管理者監査（その 1）」に同じ

### 5 監査結果

#### (1) 指定管理者

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

#### (2) 所管部局

前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

## 6 参考資料

「第2 財政援助団体監査（その1）」に同じ